

# 瀬戸内エリアの空港における旅客動向・意識調査業務 仕様書

## 1 業務名

瀬戸内エリアの空港における旅客動向・意識調査業務

## 2 業務の目的

瀬戸内エリア 7 県（兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県）（以下「7 県」という。）の空港を利用する訪日外国人旅行者の旅行動向や災害時の意識等を把握することにより、今後の瀬戸内エリアにおける訪日観光施策及び災害時の対応改善策等の策定、立案に活用、反映する。

## 3 業務の期間

契約締結の日から平成 31 年 3 月 29 日（金）まで

## 4 業務の内容

### (1) 空港における対面アンケート調査

瀬戸内エリアの国際線を有する空港及び神戸空港を利用する訪日外国人観光客を対象に、調査員による対面アンケートを実施する。調査票は英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語に翻訳したものを使用し、調査したすべての国別に集計を行うこととする。

#### ア 調査地点

瀬戸内エリアの以下、7 空港とする。

空港	就航先（※平成 30 年 11 月現在）
①神戸空港	国内線
②岡山空港	上海、ソウル、香港、台北
③広島空港	上海、大連・北京、ソウル、台北、香港、シンガポール
④山口宇部空港	ソウル
⑤徳島空港	香港
⑥高松空港	上海、ソウル、台北、香港
⑦松山空港	上海、ソウル

#### イ サンプル数

7 空港合計の回収サンプル数は、合計 3,000 サンプル以上を目標とすること。また、できる限り多くの者から回答を得るため、調査票の回収方法を工夫し、空港ごとの目標回収サンプル数とともに提案すること。なお、各空港の 2018 年 1 月～2 月外国人出国者数は別記にて参考とされたい。

#### ウ 調査回数および調査時間

実施時期、実施回数、1 日あたりの調査時間を空港ごとに提案すること。

#### エ 調査票の作成

下記の条件に従い、調査票を作成すること。

(ア) 瀬戸内エリアにおける観光課題や災害時の対応における問題点等の仮説を設定し質問項目に盛り込むこと。なお、仮説設定の際は、観光庁や日本政府観光局（JNTO）による調査結果等既存の統計資料も活用する。

(イ) 上記(ア)や下記(3)を考慮した上で、目的を達成するために必要と考えられる調査項目(質問項目)を提案すること。

(ウ) 英語、中国語(簡体字・繁体字)、韓国語に翻訳したものを作成すること。

オ データの集計・分析

すべての国別に集計・分析を行うこと。

## (2) 空港利用者の移動ビッグデータ分析

上記(1)のアンケート調査データの年間補完データ等として、必要がある場合は、瀬戸内エリアの空港を利用する訪日外国人観光客の国内移動状況に関するビッグデータ(携帯ローミングデータ、GPSデータ等)を取得し、調査の補完を行うことも可とする。

(ビッグデータ分析を行う場合)

ア データ取得期間

平成29年4月～平成30年3月(又は平成29年の1年間)

イ ビッグデータの種類

国籍、性別、年代など属性ごとの分析が可能なものであるとともに、課題分析や効果的な施策提案等のために効果的だと考えるビッグデータの種別を提案すること。

## (3) 瀬戸内エリアにおける観光の現況分析及び課題の整理と対応の提案

上記(1)(2)の調査・推計結果と、観光庁や日本政府観光局(JNTO)による調査結果等既存の統計資料も活用し、仮説の検証や分析を行った上で、課題を明確にすること。

併せて、空港(各県)、国籍別の調査結果を基に、有効な打ち手の方向性を整理し、瀬戸内エリアにおける観光施策及び災害時の対応改善施策等の立案に資する提案を行うこと。

## (4) 報告書作成

上記の業務内容についてとりまとめた報告書の作成を行うこと。

## 5 報告書提出

### (1) 提出物

事業実施報告書を紙面(10部)及び電子データで提出すること。

### (2) 提出場所

一般社団法人せとうち観光推進機構

### (3) 提出期限

平成31年3月22日(金)

## 6 留意事項

### (1) 調査における留意事項

ア 聴き取り調査については、適切に調査員を配置し、調査員の管理指導を行うこと。

イ 調査地点との調整については、受託者において行うこと。

ウ 調査実施について必要と思われる駐車場等の諸経費、調査員の日当、調査員旅費等実施調査に係る全ての経費を受託者が負担すること。

エ 調査票については、調査項目に関し機構の確認を得た上で、受託者が作成すること。印刷費用及び翻訳費等、調査票作成に必要な経費は受託者が負担すること。

## (2) その他

- ア 本業務の成果（成果物の報告書のみならず一部のデータ等も含む。）は、期間の制限なくホームページ、印刷物等のあらゆる媒体、手段・方法により、公表（公開、配付等）することを想定し、二次利用できるものとする。また、本業務における成果品に関する一切の権利及び成果品の所有権、著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定められた権利を含む。）は、機構に帰属するものとする。
- イ 業務の実施に際しては、実施状況を定期的に報告するとともに、機構との連絡調整を十分に行い、円滑な事業実施に努めること。
- ウ 業務の実施に伴い知り得た情報は適切に管理すること。
- エ 業務の実施に伴い知り得た機構及び関係機関の機密情報を第三者へ漏らさないこと。
- オ 機構は、業務実施過程において本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、受託者に仕様変更の協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。
- カ 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに機構に報告、協議を行い、その指示を受けること。
- キ 委託業務の全部を一括して再委託することは認めない。また、委託業務の一部を再委託しようとする場合は、以下の点を明確にして、予め機構の承諾を得ること。
- ・再委託する業務の範囲
  - ・再委託する合理性及び必要性
  - ・再委託先の業務履行能力
  - ・再委託業務の運営管理方法
- ク 受託者が本仕様書に違反して回復の見込みがないとき、又は業務を完了する見込みがないときは、機構は契約を解除して損害賠償させる場合がある。

別記

2018年1月～2月の各空港出国者数

月 空港	2018年1月			2018年2月			1～2月合計		
	外国人 (人)	日本人 (人)	計 (人)	外国人 (人)	日本人 (人)	計 (人)	外国人 (人)	日本人 (人)	計 (人)
神戸	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山	7,464	4,346	11,810	9,658	3,359	13,017	17,122	7,705	24,827
広島	5,766	6,831	12,643	7,849	5,652	13,555	13,615	12,483	26,198
山口宇部	1,745	181	1,926	1,923	191	2,114	3,668	372	4,040
徳島	624	384	1,008	644	252	896	1,268	636	1,904
高松	7,054	2,793	9,847	9,149	1,881	11,030	16,203	4,674	20,877
松山	2,265	737	3,002	2,006	787	2,793	4,271	1,524	5,795
月計	24,918	15,272	40,236	31,229	12,122	43,405	56,147	27,394	83,641

(出典：出入国管理統計 港別出入国者(法務省)を加工して作成)